平成２２年（フ）第３３７３号
札幌市清田区清田６条４丁目９番18号
債務者　南　　結花
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３７８号
札幌市北区北29条西９丁目１番30号　ハイツアトリエ101号
債務者　砂山　　司
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４８４号
札幌市清田区美しが丘２条７丁目２番27号
債務者　大橋　里美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５４３号
札幌市北区屯田５条２丁目13番27号　シティハイム屯田202号
債務者　大松　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５６１号
札幌市中央区南５条西18丁目２番20号　フォートレスコア18―302号
債務者　岡本　峰和
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５７２号
札幌市南区石山256番地５
債務者　川人由紀子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５７６号
札幌市北区北35条西５丁目１番14号　メゾンエクレーレ北35条403号
債務者　鈴木　麻香
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６２８号
札幌市西区発寒10条４丁目３番17号　ローズヴィラ発寒205号
債務者　佐賀留美子（旧姓川道）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６４５号
札幌市豊平区美園４条５丁目３番５―206号
債務者　小濱まゆみ（旧姓小沢）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６５７号
札幌市北区北39条西３丁目２番23号　コーポ筒井103号
債務者　近藤ツヤ子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６６１号
札幌市白石区東札幌５条４丁目７番６号　松浦コーポ202号
債務者　三上惠和子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５５４号
大阪府茨木市豊川５丁目１番３―106号
債務者　京瀧　義則
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４９５号
大阪府豊能郡豊能町光風台６丁目７番地の11
債務者　齋藤　律子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０２７号
大阪府八尾市太田新町７丁目275番地　大光マンション202号
債務者　北野　春子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１１９号
大阪府枚方市岡山手町２番63―201号
債務者　松村　佳明
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１７０号
大阪府東大阪市若江南町４丁目４番40号
債務者　政田　琴美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１９７号
大阪府豊中市上新田３丁目２番７―101号
債務者　松本甲子男
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１９８号
大阪府豊中市上新田３丁目２番７―101号
債務者　松本八千代
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部